

督促状がハガキに変わります

現在、納期限内に納付されなかった市税等については、納税義務者等へ、督促状を封筒に入れて郵送しています。

平成24年2月発送分からは、督促状がハガキに変わります。

このハガキは、3枚の紙が圧着されており、一度開いた用紙は、再び接着できない仕様です。

表面は、宛名と発信元のみが表示となりますので、ハガキの表・裏の左下から開いて、内容をご確認ください。



税の納付は期限内にお願いします。

催のフキちゃん

納付方法

督促状の所定の部分を切り取った上、金融機関等の納付場所に持参し、お支払いいただくこととなります。

問い合わせ先

収納課 ☎53-1095

事業所の皆さんへ 経済の国勢調査を実施します！

平成24年 経済センサス 活動調査



経済センサス活動調査とは、日本の経済力を知るための調査です。

対象の事業所

全国すべての事業所が対象です。ただし、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務および国・地方公共団体の事業所は除きます。

調査項目

①経営組織②事業所の開設時期③従業者数④事業所の主な事業の内容⑤売上および費用の金額⑥事業別売上金額などを記入していただきます。

調査方法

①支社・支店等のない単独の事業所と、新設の事業所については、知事が任命する調査員が平成24年1月に各事業所に何って調査票を配布し、2月から調査票の回収に伺います。

②支社・支店等を有する企業については、支社・支店等の調査票を含め、本社へ郵送で調査票を送付し、本社で取りまとめの上、郵送またはインターネットでご提出いただきます。

問い合わせ先 政策企画財政課 ☎53-3114

固定資産税班から

償却資産の申告について

固定資産税の課税対象となる償却資産は、所有者からの申告に基づくものです。ただし、耐用年数が1年未満のものや取得価格が10万円未満で、税務会計上、一時に損金の額に算入しているものや、20万円未満で法人税法上、または所得税法上一括して3年間で償却を行う償却資産は課税対象となりません。

該当する償却資産のある事業所および個人の方は、平成24年1月1日現在の償却資産について、平成24年1月31日までに申告をしてください。

新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

平成24年度固定資産税の課税にあたり、平成23年(1月~12月)中に新・増築または取り壊した家屋についての申告の受付を、税務課固定資産税班で行っています。適正課税のため、平成23年以前に取り壊した家屋については、平成23年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成23年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しを聴取した分については申告の必要はありません。

償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために用いる有形資産のことです。土地・家屋以外で、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具(自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く)等です。



土地評価の特殊なケースでは申し出を！

香美市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因すべてを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方は、ご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例(一部)

- ・公法上(都市計画法、建築基準法、一部条例など)の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地(一部評価額に反映されているものもあります)。
- ・特に災害の危険性が高い土地など。

【問い合わせ先】税務課 固定資産税班 ☎53-3116

固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年1月1日(「賦課期日」といいます)の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは具体的に次のとおりです。

- ①土地の場合 土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
- ②家屋の場合 建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
- ③償却資産の場合 償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

香美市地域雇用創造協議会推進事業 **講座のご案内**

本講座は「雇用保険の求職活動」に認定されます。

受講料 無料

講師 旅行業専門家研修 第2弾

第5回	1/20(金)	国内旅行実務(旅行素材の基礎知識)
第6回	1/24(火)	国内旅行実務(コース造成)
第7回	1/26(木)	海外旅行実務(主要観光地)
第8回	1/30(月)	海外旅行実務(運賃料金・出入国関係法令)
第9回	2/10(金)	研修視察

名鉄観光サービス株式会社 高知支店 支店長 小田 幸治 氏

お問い合わせ先 香美市地域雇用創造協議会 ☎782-0031 香美市土佐山田町東本町1丁目3-12 http://www.kami-koyou.com/ TEL 0887-53-2123 FAX 0887-52-9123 ※ほっと求人毎週火曜日更新中 担当:久保

借金問題 悩まず相談!

返済でお困りの方・利息を払い過ぎたとお感じの方? 完済後10年以内は過払金を請求できる場合があります! 高知の司法書士が最後まで、まごころを込めて対応致します。懐くの専門家より、いつでも話せる近くの専門家へご相談ください。

司法書士 法人 **こころ法務事務所** KOKORO OFFICE OF JUDICIAL AFFAIRS

☎0120-793-036

高知市はりまや町1丁目5-1 デンテツターミナルビル5階 (高知県司法書士会所属登録番号第319号) (債務相談代理等関係業務認定番号 第712007号) 司法書士 安藤 佳隆